

普通傷害保険、こども総合保険、傷害総合保険

改定前 2022年3月31日以前	改定後 2022年4月1日以降						
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約／ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約</p>	<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約／ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約</p>						
<p><用語の定義> (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>	<p><用語の定義> (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="116 582 199 632"></th> <th data-bbox="199 582 414 632">用語</th> <th data-bbox="414 582 1115 632">定義</th> </tr> </thead> </table>		用語	定義	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 582 1220 632"></th> <th data-bbox="1220 582 1435 632">用語</th> <th data-bbox="1435 582 2145 632">定義</th> </tr> </thead> </table>		用語	定義
	用語	定義					
	用語	定義					
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="116 678 199 925">し</td> <td data-bbox="199 678 414 925">就業制限</td> <td data-bbox="414 678 1115 925">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。</td> </tr> </table>	し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 678 1220 925">し</td> <td data-bbox="1220 678 1435 925">就業制限</td> <td data-bbox="1435 678 2145 925">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</td> </tr> </table>	し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいい、 同法第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含み ます。
し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。					
し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいい、 同法第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含み ます。					
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="116 965 199 1364">と</td> <td data-bbox="199 965 414 1364">特定感染症</td> <td data-bbox="414 965 1115 1364">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 または 三類感染症をいいます。</td> </tr> </table>	と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 または 三類感染症をいいます。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 965 1220 1364">と</td> <td data-bbox="1220 965 1435 1364">特定感染症</td> <td data-bbox="1435 965 2145 1364">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 もしくは 三類感染症 または 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注)をいいます。 (注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</td> </tr> </table>	と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 もしくは 三類感染症 または 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注) をいいます。 (注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り ます。
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 または 三類感染症をいいます。					
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 もしくは 三類感染症 または 同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注) をいいます。 (注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り ます。					
<p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>						

改定前 2022年3月31日以前	改定後 2022年4月1日以降
<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）</p> <p>第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）</p> <p><u>(1) 当社は、この特約により、特定感染症危険支払特約の<用語の定義>に規定する「特定感染症」に新型コロナウイルス感染症（注）を追加します。</u></p> <p>(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。</p> <p><u>(2) (1)の規定は、被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した日に、新型コロナウイルス感染症が次のいずれかに該当する場合にのみ適用します。</u></p> <p><u>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症であること。</u></p> <p><u>② 同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症であること。</u></p> <p>第2条（就業制限の特則）</p> <p><u>当社は、この特約により、特定感染症危険支払特約の<用語の定義>に規定する「就業制限」に次の場合を追加します。</u></p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令（注）によって準用される場合</u></p> <p><u>(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）をいいます。</u></p> <p>第3条（準用規定）</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。</p>	<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）</p> <p>第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）</p> <p>当社は、この特約により、特定感染症危険支払特約の<用語の定義>に規定する「特定感染症」に<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する</u>新型コロナウイルス感染症（注）を追加します。</p> <p>(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。</p> <p>第2条（準用規定）</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。</p>

ベーシック傷害保険

改定前 2022年3月31日以前	改定後 2022年4月1日以降																		
<p style="text-align: center;">特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約</p> <p><用語の定義></p> <p>(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="116 533 1111 584"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="116 632 1111 874"> <tr> <td>し</td> <td>就業制限</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="116 922 1111 1310"> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症をいいます。</td> </tr> </table> <p>(以下省略)</p>		用語	定義	し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。	と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症をいいます。	<p style="text-align: center;">特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約</p> <p><用語の定義></p> <p>(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="1137 533 2136 584"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1137 632 2136 874"> <tr> <td>し</td> <td>就業制限</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1137 922 2136 1310"> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>もしくは</u> 三類感染症 <u>または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注)</u>をいいます。 <u>(注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り</u>ます。</td> </tr> </table> <p>(以下省略)</p>		用語	定義	し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいい、 同法第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含み ます。	と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>もしくは</u> 三類感染症 <u>または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注)</u> をいいます。 <u>(注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り</u> ます。
	用語	定義																	
し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。																	
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症をいいます。																	
	用語	定義																	
し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいい、 同法第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含み ます。																	
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>もしくは</u> 三類感染症 <u>または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注)</u> をいいます。 <u>(注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り</u> ます。																	
<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）</p>	<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）</p>																		

改定前 2022年3月31日以前

第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）

(1) 当社は、この特約により、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約の<用語の定義>に規定する「特定感染症」に新型コロナウイルス感染症（注）を追加します。

(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。

(2) (1)の規定は、被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した日に、新型コロナウイルス感染症が次のいずれかに該当する場合にのみ適用します。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症であること。

② 同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症であること。

第2条（就業制限の特則）

当社は、この特約により、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約の<用語の定義>に規定する「就業制限」に次の場合を追加します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令（注）によって準用される場合

(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）をい
います。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

改定後 2022年4月1日以降

第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）

当社は、この特約により、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約の<用語の定義>に規定する「特定感染症」に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）を追加します。

(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。